

公益財団法人日本学校保健会学校保健用品の推薦に関する規程

昭和 50. 7. 1 成 立
昭和 51. 3. 2 一部改正
昭和 55. 4. 12 一部改正
昭和 55. 10. 3 一部改正
平成 10. 5. 12 一部改正
平成 24. 9. 13 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本学校保健会（以下「本会」という。）定款第4条第8号に定める学校保健に関する資料・資材（以下「学校保健用品」という。）の推薦に必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この規程は、国内で取り扱う製品（図書・出版物を含む）に適用する。

(推薦の申請)

第3条 学校保健用品について本会の推薦を受けようとする者（以下「申請者」という。は、学校保健用品推薦申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、申請する資料・資材（以下「申請品」という。）の現物（搬入不能の場合は、写真等全体がわかるもの）及び説明資料を添えて、本会会長（以下「会長」という。）に提出する。

(審査料の徴収)

第4条 学校保健用品の推薦の審査に当たっては、1件につき申請者から審査料20,000円を徴収する。

- 2 前項の審査料は、原則として申請の際に納付する。
- 3 学校保健用品の審査において、特別の調査研究を必要とするものについては、会長は、その調査研究に要した経費の実費をそのつど徴収することができる。
- 4 一旦納入した第1項の審査料及び前項の実費は、返還しないものとする。

(審査及び決定)

第5条 学校保健用品の推薦は、学校保健用品推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）において審査し決定する。

- なお、会長は、必要に応じ専門委員を委嘱することができる。
- 2 前項の推薦委員会における審査は、申請品が次の各号に掲げる条件に適合するかどうかについて行う。
 - (1) 学校保健の充実発展に役立つものであること。
 - (2) 原料の調達、製造設備、製造技術等が信頼されるものであること。

- (3) 価格が妥当であること。
 - (4) 相当の普及実績があるもの、または普及が期待できるものであること。
- 3 推薦委員会は、必要に応じて開催し、審査を行う。
- 4 当該年度中における新規申請で、緊急に推薦可否の決定を必要とする場合は、持ち回りの「推薦委員会」を開催することができる。(ここでいう持ち回りの「推薦委員会」とは、本会事務局より推薦委員会各委員宛に、学校保健用品推薦審査評価票（第4号様式）を含む審査関係資料等を送付し、指定された期日までに事務局宛に返送された回答資料に基づき、本会事務局が申請品の推薦可否についての意見を取りまとめることをいう。)

(推薦決定の通知等)

- 第6条 会長は、申請品を本会の学校保健用品推薦品（以下、推薦品という。）として決定をしたときは、申請者に対し、速やかに学校保健用品推薦決定通知書（第2号様式）及び推薦状（第3号様式）の送付により、推薦決定の旨を通知するとともに、本会会報誌上において公示する。
- 2 前項により推薦の決定を受けた申請者は、通知後2カ月以内に本会へ推薦料を納付する。
- 3 前項の推薦料は、別途定める。
- 4 会長は、申請者が第2項の規定による推薦料を納付しないときは、該当する推薦品の推薦を取り消すものとする。

(推薦の有効期間)

- 第7条 推薦の有効期間は、本会の会計年度内とする。

(推薦の継続と辞退)

- 第8条 次年度以降における推薦品の継続は、自動継続とする。次年度以降の推薦を辞退する場合は、辞退する年度の前年2月末までに学校保健用品推薦辞退届（第5号様式）を本会へ提出する。
- 2 自動継続した推薦品には、当該年度の推薦状を申請者へ送付する。申請者は推薦状を受け取り次第、2カ月以内に本会へ当該年度の推薦料を納付する。

(推薦品の内容変更等)

- 第9条 本会の推薦後に当該推薦品の内容等に変更があった場合は速やかに本会へ連絡するとともに、継続の希望があれば新たに申請を行い、推薦を受けなおす。

(再審査及び推薦の取消等)

- 第10条 推薦品は、必要に応じ再審査を行うものとする。この場合において第5条第2項に規定する条件に適合しないと認めたときは、当該推薦品の推薦を取り消すとともに本会会報にて公示する。

2 前項の規定により本会の推薦を取り消されたときは、ただちに当該推薦品の推薦状を本会に返付しなければならない。

(推薦品の品質等の保証・関与及び事故に伴う賠償責任)

第11条 本会は推薦品の品質、性質等を保証するものではなく、また、製造・販売等に関与するものではない。推薦品の使用等により、第三者が損害を被ったときは、申請者がその全ての賠償の責を負うものとする。

(推薦品の本会名義使用)

第12条 推薦品には、本会の名義を使用することができる。ただし、名義の使用は、「学校保健用品推薦品に係る公益財団法人日本学校保健会名義使用規程」により、別契約とする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃については、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学校保健用品の推薦に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人日本学校保健会設立登記の日（平成24年 6月 1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 3月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 5月22日から施行する。

第1号様式

発信番号第 号
年 月 日

公益財団法人日本学校保健会会長 殿

申請者 住 所〒
事業所名
代表者 ㊞
担当者氏名 ㊞
(TEL)

学校保健用品推薦申請書

下記のものを貴会の学校保健用品の推薦に関する規程に基づき、学校保健の向上発展に役立つものとして推薦してくださるよう申請します。

記

(ア)品名

(イ)分類

(ウ)用途

(エ)学校保健用品としての特色

(オ)卸価格

学校渡し価格

小売価格

(カ)過去1年間の販売実績

(キ)その他参考となる事項

※ 医薬品・医薬品外品・特定保健用食品などの許可を受けている品目はそれを示す具体的な文書の写しを添付してください。

第2号様式

日 学保第 号
年 月 日

(申請事業所及び代表者)

殿

公益財団法人日本学校保健会
会長 (印)

学校保健用品推薦決定通知書

下記のものは、学校保健の向上発展に有効であると認め、推薦することに決定しましたので通知します。

記

1. 品目
2. 分類
3. 用途
4. 学校保健用品としての特色
5. その他

第4号書式

(第5号様式)

学校保健用品推薦辞退届

公益財団法人日本学校保健会宛

推薦辞退申請日	年 月 日
推薦品名	
企業・団体名	
担当者名	
連絡先住所	〒
電話番号	()
辞退理由	
お問合せ欄	